

議案第 49 号

北本市子ども・子育て会議条例の一部改正について

北本市子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

平成 26 年 9 月 2 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

北本市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項に規定する審議会その他の合議制の機関並びに次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、北本市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第49号参考資料

北本市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p><u>(設置)</u> 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第77条第1項の規定に基づき、北本市子ども・子育て 会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p>	<p><u>(設置)</u> 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条 第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第6 5号）第77条第1項に規定する審議会その他の合議制 の機関並びに次世代育成支援対策推進法（平成15年法 律第120号）第21条第1項に規定する次世代育成支 援対策地域協議会として、北本市子ども・子育て会議（以 下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p>